

日米行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案要綱

(目的)

第一 この法律は、日米安全保障条約第3条に基づく行政協定を実施するため、合衆国軍隊の用に供する国有の財産(国有財産法の適用を受けない国有の動産及び権利を含む。以下同じ。)について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)

第二 国は、国有の財産を合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する同合衆国に使用を許すことができること。

(損害補償の請求権の放棄)

第三 前条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産については、国は、当該財産の返還に当りその原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)

第四 国は、合衆国に使用を許した国有の財産について、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益を許すことができること。

前項の使用又は収益に関する権利は、合衆国が当該財産を返還した時において、消滅すること。

(貸付契約の解除)

第五 普通財産を貸し付けた場合において、当該財産を条約第1条に掲げる目的を遂行するため合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、国有財産法第54条の例に準じ必要な補償をしてその貸付契約を解除することができること。

(特別会計に属する国有の財産の所管接等)

第六 特別会計に属する国有の財産を合衆国に使用を許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管接若しくは所屬替をし又は一般会計の使用とするものとする。 (この場合合衆国財産法第15条の規定により有償で整理することとなること。)

日米行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「條約」という。）第三條に基く行政協定（以下「行政協定」という。）を実施するため、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に定める国有財産並びに同法の適用を受けない国有の動産及び権利をいう。以下同じ。）について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)

第二條 国は、條約第一條に掲げる目的を遂行するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

(原状回復請求権の放棄)

第三條 前條の規定により合衆国に使用を許した国有の財産については、国は、当該財産の返還に当り、その原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)

第四條 国は、第二條の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、行政協定第二條第四項(2)の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、一時その使用又は収益を許すことができる。

2 前項の規定により使用又は収益を許した場合において、その使用又は収益をする権利は、合衆国が当該財産を返還した時において消滅する。

(貸付契約の解除)

第五條 国有財産法第二十四條（第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。）の規定は、第二條の規定により合衆国に国有の財産の使用を許す場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四條中「国又は公共

団体において公衆用、公用又は国の企業若しくは公益事業とあるのば、¹国
においてアメリカ合衆国の軍隊と競み替えるものとする。

(特別会計に属する固有の財産の所管換等)

第六條 特別会計に属する固有の財産につき第二條の規定により合衆国に使用を
許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管換若しくは所屬替をし又は
一般会計の使用とするものとする。

附 則

この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

理 由

日米行政協定の実施に伴い、合衆国軍隊の用に供する固有の財産について無償
でアメリカ合衆国に使用を許すこととするるとともにその返還の場合の原状回復の
請求権の放棄その他固有の財産の管理及び処分の特例を設ける必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

(参照条文)

国有財産法抄(昭和二十三年法律第七十三号)

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団
体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を
生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除すること
ができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これに因つて生
じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることが
できる。